

# 自立支援医療(精神通院医療) 郵送申請受付についてのご案内

(令和3年12月1日版)

※自立支援医療(精神通院医療)の申請手続きについては、郵送による申請も受け付けています。申請方法は下記をご覧ください。

## 1. 申請窓口

各区の社会福祉課

## 2. 申請方法

各申請手続きに必要なものに記載の書類を申請窓口へ郵送してください。

※特定郵便又は簡易書留での郵送を推奨いたします(郵送料は自己負担となります)。

## 3. 各申請手続きに必要な書類

※「申請書」、「収入申告書」、「同意書」の様式は浜松市のホームページよりダウンロード可能です。

	手続きに必要なもの
新規	・申請書 ・診断書 ・健康保険証の写し ・所得等確認書類(必要な場合)※1 ・収入申告書※2 ・マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類
市外からの住所変更 (転入)	・申請書 ・同意書※3 ・健康保険証の写し ・受給者証 ・所得等確認書類(必要な場合)※4 ・収入申告書※2 ・マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類
再認定	・申請書 ・診断書※5 ・健康保険証の写し ・所得等確認書類(必要な場合)※1 ・収入申告書※2 ・マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類
医療機関等の追加・変更	・申請書 ・受給者証
所得区分の変更	・申請書 ・健康保険証の写し ・所得等確認書類 ・収入申告書※2 ・受給者証
加入医療保険の変更	・申請書 ・健康保険証の写し ・収入申告書※2 ・受給者証
住所・氏名等の変更	・申請書 ・受給者証
再交付(破損等)	・申請書 ・受給者証(紛失の場合を除く)

※1 非課税の場合は収入のわかる書類が必要です。

※2 非課税の方で収入額80万円未満の場合は、提出が必要です。

※3 転入の場合、浜松市が転入前の他市町村から診断書等を取り寄せる必要があるため、取り寄せに同意する同意書を記入の上添付してください(様式はホームページに掲載)。

※4 所得等確認書類として、本年、他市町村から転入された方は市民税・県民税課税証明書を添付してください(マイナンバーの記入により省略可能)。

※5 更新手続きのご案内を郵送した際に青色の用紙が届いた場合は、1年目で診断書の取得が不要です。白色の用紙が届いた場合は、2年目で診断書の取得が必要になります。

裏面に続く➡

#### 4. 交付について

申請窓口(各区社会福祉課)より、郵送いたします。

#### 5. 注意点について

- ①受付受理日は原則、申請書類が窓口が届いた日とします。指定医療機関の利用に支障がでないよう早めの申請と書類の不備がないようご注意のうえ郵送ください。
- ②申請書類に不備があった場合は、申請区社会福祉課からご連絡する場合があります。申請書には確実にご連絡が取れる電話番号の記載をお願いいたします。書類の訂正が必要な場合は返戻する場合がありますのでご了承ください。
- ③急を要する場合など申請者様の状況により窓口での受付が必要な場合がありますのでご了承ください。

#### 6. 問い合わせ先

詳細については、次の各区社会福祉課へお問い合わせください。

#### ●郵送申請の手続きに関する事、所得区分の確認等申請に関する事は、各区役所社会福祉課

区	電話番号	郵便番号	住所
中区役所社会福祉課	053-457-2057	〒430-8652	中区元城町103番地の2
東区役所社会福祉課	053-424-0176	〒435-8686	東区流通元町20番3号
西区役所社会福祉課	053-597-1159	〒431-0193	西区雄踏町一丁目31番1号
南区役所社会福祉課	053-425-1485	〒430-0897	南区江之島町600番地の1
北区役所社会福祉課	053-523-2898	〒431-1395	北区細江町気賀305番地
浜北区役所社会福祉課	053-585-1697	〒434-8550	浜北区貴布祢3000番地
天竜区役所社会福祉課	053-922-0024	〒431-3392	天竜区二俣町二俣481番地

#### ●自立支援医療(精神通院医療)の郵送申請を含む制度に関する事

障害保健福祉課 手当助成グループ TEL 053-457-2212